

## 「下松市キャッシュレス決済対応POSレジ導入事業」仕様書

### 1 事業名

下松市キャッシュレス決済対応POSレジ導入事業

### 2 事業目的

多様な決済手段への対応による市民の利便性向上並びに職員の現金取り扱いリスクの低減及び業務の効率化を図るため、本市窓口に、キャッシュレス決済対応のPOSレジその他関連機器（キャッシュレス決済端末を含む。以下「POSレジ等」という。）を導入するとともに、運用に必要な保守業務を委託する。

### 3 事業内容等

#### (1) POSレジ等設置業務

本市窓口へのPOSレジ等設置（調達）。

※初期設定その他導入に要する業務を含む。

※POSレジ等は本市が購入するものとする。

##### ①設置場所等

山口県下松市大手町三丁目3番3号

下松市役所 本庁市民課及び税務課窓口 各1式

##### ②納入（設置）期限

令和8年9月30日（水）（初期設定、研修等を含む）

※設置スケジュールについては、本市と受託者と協議の上、決定する。

##### ③操作研修の実施

本市職員に対し、POSレジ等の操作研修（以下「研修」という。）を実施する。

ア 研修は、実機を用いて実施する。

イ 研修は市民課及び税務課職員が業務を行うために必要な回数（時間）実施するものとし、詳細は本市と受託者と協議のうえ決定する。

ウ 対象となる職員が交代制で受講できるよう配慮すること。

##### ④操作マニュアルの作成

POSレジ端末等の操作マニュアル及び障害発生時の対応マニュアル等を作成し、電子データで提供すること。

※操作マニュアルは随時修正、更新するものとし、修正、更新後のマニュアルは、直ちに本市に提供すること。なお、記載内容、媒体及び納品方法については、本市と協議の上、決定すること。

##### ⑤その他

詳細な仕様等については、本仕様書4、5、6、7その他関連項目参照

#### (2) POSレジ等保守業務（委託）

POSレジ等導入後の指定納付受託業務及び保守業務（委託）。

- ①委託期間 令和8年10月1日（木）から令和11年9月30日（日）まで  
※本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。よって、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本市の歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、本市は本契約を解除することができるものとする。

②業務内容

- ・POSレジ等（ソフトウェアを含む。クラウドサービス利用）の保守及び操作支援等の運用サポート
- ・指定納付受託業務

#### 4 POSレジ端末の仕様等

- (1) POSシステムを有し、各種集計（月別・日別、証明種類、決済種類、金額集計を想定）、データの蓄積機能を備えていること。
- (2) 各導入窓口で入金した情報の各種集計が、簡単な操作で確認でき、CSV等でデータ出力ができる仕組みであること。また、各種集計情報の確認は、業務中及び業務終了後の実施に対応できるものであること。
- (3) 上記（2）において、集計システム等の構築が別途必要な場合は、その仕様を提示し、本仕様書の業務内として整備すること。
- (4) 自動釣銭機と連携し、保有している金種別金額を職員操作用ディスプレイで確認できること。
- (4) 現金のほかキャッシュレス決済端末と連携し、キャッシュレス決済による資金決済が可能であること。
- (5) 手数料等の種別毎にキャッシュレス決済の可否を設定できること。キャッシュレス決済を不可とした種別が会計に含まれている場合に、キャッシュレス決済を選択できないよう制御できること。
- (5) 市民課及び税務課に設置するPOSレジ等は、「横」約800mm以内×「高さ」約1500mm以内×「奥行」約800mm以内の多機能レジとすること。
- (6) 職員に向けたディスプレイと来庁者に向けたディスプレイ双方を有すること。また、ディスプレイに支払金額、投入金額、釣銭金額が表示されること。
- (7) タッチパネル仕様等のカスタマイズが可能であること。
- (8) 決済手段に関わらずレシート発行ができること。また、決済手段により「領収書」又は「利用明細書」等の変更が可能であること。
- (9) レシートには手数料等の種類、決済金額のほかPOSシステムに蓄積するデータと紐付けるための番号やバーコード等の印字が可能であること。また当該情報を用いて返金処理が可能であること。

#### 5 自動釣銭機機能

- (1) 入出金情報や現金残高情報についてPOSレジと連携できること。

(2) 硬貨・紙幣の補充や両替作業が容易に行えること。

## 6 キャッシュレス決済端末の仕様等

(1) クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。

(3) プライバシーに配慮したものであること。

(3) POSレジ端末と連動可能か一体化しており、金額の二度打ちが発生しないこと。

(4) 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。

(5) カード決済承認番号が即時取得可能であること。

(6) クレジットカード情報及び取引情報を保護するために、国際ブランド5社が共同で策定したクレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準（PCI DSSの現行基準）に準拠するクレジット情報非保持型の機種であること。

(7) キャッシュレス決済データは、その日のうちに当日分のデータが集計され、確認ができること。

(8) 決済誤り等発生時の返金に係る取消処理等が容易に行えること。

(9) 支払い方法は、一括払いのみ可能とすること。

(10) バーコードの読込が可能であるバーコードリーダー等を準備すること。なお、キャッシュレス決済端末にバーコードを読み込む機能がある場合はこの限りではない。

## 7 ネットワーク環境

原則として本市が調達・敷設した専用回線を使用すること。また、通信に無線LANを使用する場合は、SSIDの隠ぺい、通信の暗号化及び受信端末を限定する設定等を行い、安全且つ安定した通信を行えるようにすること。

## 8 指定納付受託者

(1) 指定納付受託業務の種類

キャッシュレス決済事業者が、地方自治法第231条の2の3第1項の規定による本市の指定納付受託者となること。なお、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(2) 指定納付受託業務の方法

ア キャッシュレス決済の立替金については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに本市が指定する口座に一括納付するものとする。

イ 納付する際の振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。

ウ 立替金の明細書を作成し、納付日の2週間前までに提出すること。

エ 立替払いをした交付手数料は、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、当該交付手数料に決済手数料率を乗じて得た金額を、キャッシュレ

ス決済手数料として、明細を添えて本市に請求するものとする。

オ 立替金、手数料ともに、金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

### (3) 利用可能な決済サービス・ブランド

下記のア、イ、ウの決済サービス・ブランドが利用できること。その他のブランドについては、提案によるものとする。また、キャッシュレス決済による支払いが可能であることを示すアクセプタンスマークを受託者の負担により提示すること。

ア クレジットカード：4種類以上（VISA、Mastercard、JCB、アメリカン・エクスプレス）

イ 電子マネー：5種類以上（Suica、PASMO、WAON、nanaco、楽天Edy）

ウ コード決済：4種類以上（PayPay、楽天Pay、d払い、auPAY）

## 9 保守対応

(1) 障害発生時（休日及び時間外開庁時を含む。）に、直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。※事故、災害等の緊急事態が発生した場合を含む。

(2) 機器の修理等に時間を要する場合は、代替機を無償で提供すること。

## 10 納入・設置

(1) 納入する機器は、新品であること。

(2) 設置箇所を事前に調査し、POSレジ等の寸法及び設置場所の実情等を踏まえ、本市と協議のうえ設置すること。また、納入・設置作業を行うにあたり、作業計画書を作成し、提出すること。

(3) 搬入作業中に庁舎内の備品等を破損した場合は、受託者の責任において、現状に復旧させること。

(4) 設置機器の転倒・転落防止措置及び盗難防止措置を十分に図ること。

## 11 守秘義務等の遵守

(1) 本サービスを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。

この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

(2) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であっても保管、管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。

(3) 本市が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写、複製、または第三者に提供してはならない。

(4) 本仕様に基づき締結される委託契約の履行にあたり、下松市個人情報の保護

に関する法律施行条例（令和４年１２月１２日 条例第２２号）、下松市情報セキュリティ基本方針のほか、関係法令等を遵守すること。

## 12 その他

- (1) 導入時の各種設定、設置等については、本市と調整の上で実施すること。
- (2) 受託者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに本市に報告し、指示を仰ぐこと。
- (3) 受託者は、本サービス提供に係る業務の処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に申請し、本市の承諾を得た場合には、この限りではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市と受託者で協議の上、決定する。